沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件 に関する条例の一部改正案の概要

> 令和5年1月6日 沖縄県子ども生活福祉部 子育て支援課

## 1 経緯

(送迎用バスの安全装置装備の義務化について)

- 令和4年9月に静岡県牧之原市の認定こども園において、送迎用バスに 園児が置き去りになり、亡くなる事故が起きた。この事故を受け、こども 政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と 安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」 が10月に取りまとめられた。
- 認定こども園において、園児の所在確認と安全装置の装備を義務付けるため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「本告示」という。)が改正されたことを踏まえ、沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(以下「条例」という。)について、所要の改正を行う必要がある。

(職員の数の算定に当たっての看護師等の特例について)

- 従来から、保育所においては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する 省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項の規定により、経過措置とし て、乳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師 又は准看護師(以下「看護師等」という。)を1人に限って、保育士とみ なすことができることとされている。
- 今般、保育所において、少子化の進行等により入所する乳児の数が4人付近となるケースが増えており、看護師等の処遇が乳児1人の入退所に左右され安定しないとの指摘等も踏まえ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令159号)により、保育の質を担保しつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃するための改正が行われた。
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、保育所と同様、 安定して看護師等が勤務することを可能とする必要があることから、本告 示の改正が行われることを踏まえ、条例について、所要の改正を行う必要 がある。

## 2 告示改正の主な内容

(送迎用バスの安全装置装備の義務化について)

○ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、園児の所在を確認すること及び安全装置を装備することを参酌基準として告示に規定する。

(職員の数の算定に当たっての看護師等の特例について)

- 改正後の児童福祉施設最低基準附則第2条の規定に準じ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、本告示第二の一により置かなければならない職員について、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができる(ただし、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない)よう、本告示に規定を新設する。
- ただし、看護師等のみで乳児への保育を行うことを避けるため、別途、 保育教諭等と合同で保育を行う旨の要件を課すとともに、各々の看護師等 の最低限の資質の確保の観点から、子育てに係る知識と経験を有すること を要件として明確化する
  - ※知識と経験についての具体的な要件は別途通知で示す予定

## 3 検討の視点

沖縄県では、条例の改正にあたり、次の観点から検討を行うこととする。

- ① 告示の基準のとおり定めることは適当であるか。
- ② 地域の実情に応じて告示の基準と異なる基準を定める特段の事情はないか。

上記の観点に基づき検討した結果、告示で改正された基準については、そのとおり県基準を改正する予定である。